

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和5年10月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2200447号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成26年7月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年7月から平成30年8月までの各月の標準報酬月額については、別表のとおりとする。
平成26年7月から平成30年8月までの各月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年7月1日から令和2年4月1日まで

私は、A社に平成25年10月1日に入社し、入社後すぐにB国駐在となり、その後、C国に転勤し、令和3年7月からは同社D事務所で勤務しているが、請求期間は同社の海外法人で勤務していた。

また、請求期間における私のA社での給与の額面は、雇用契約書、辞令、給与改定通知等に記載されているとおり、平成26年7月から同年12月までは55万円、平成27年1月から同年12月までは56万円、平成28年1月から同年12月までは63万5,000円、平成29年1月から同年12月までは65万5,000円、平成30年1月から同年12月までは68万5,000円、平成31年1月から令和元年12月までは71万円、令和2年1月から同年3月までは73万5,000円(以下「額面給与」という。)であった。

さらに、A社は、私のような海外勤務者の給与について、日本国内で支給する給与(以下「国内給与」という。)と海外で支給する給与(以下「海外給与」という。)に分けて事務処理を行っていたところ、同社は、日本年金機構に対する報酬額の届出について、国内給与の報酬のみを届出しており、その結果、請求期間に係る標準報酬月額が、額面給与に比べて著しく低い記録となっている。

加えて、A社は、海外勤務者の給与について、赴任する国によって個人所得税の税率や社会保険料率に違いがあり、駐在員の間で不公平が生じるため、仮に日本国内で勤務した場合に受け取ることができる手取額を額面給与から算出し、その手取額から社会保険料等をグロスアップして海外勤務者の給与とする旨の取扱いをしていたところ、この手取額を算出する際の計算式が書かれた書面(以下「計算シート」という。)によると、額面給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている。

上記のとおり、私は、請求期間において、A社から、国(厚生労働省)の記録よりも高い給与の支払を受け、当該給与から国(厚生労働省)の記録よりも高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、給与の手取額を算出する際の計

算シートにおいては、オンライン記録における請求者の保険給付の対象となる標準報酬月額(以下「保険給付対象の標準報酬月額」という。)よりも高い額の額面給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されている旨主張している。

請求期間について、請求者の保険給付対象の標準報酬月額は、平成26年7月から平成27年3月までは26万円、同年4月から同年12月までは30万円、平成28年1月から同年3月までは50万円、同年4月から平成29年3月までは11万8,000円、同年4月から令和元年8月までは13万4,000円、同年9月から令和2年3月までは14万2,000円と記録されているところ、日本年金機構は、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)について、事業所調査においてA社の海外駐在員規程等を確認した結果、同社では、国内法人で手取保証額及び額面給与を決定し、海外法人に通知しており、このことは、日本年金機構の「海外勤務者の報酬の取扱基準」で報酬に参入するケースの「海外事業所から支給する給与等が、国内事業所の給与規程に基づいている場合は、「報酬等」に含める。」に該当することから、国内法人が定めた額面給与を報酬として届出するべきであり、雇用契約書、辞令及び給与改定通知において定められた額面給与が報酬月額であると判断できる旨回答しており、当該額面給与に見合う本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、保険給付対象の標準報酬月額よりも高い額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求者の給与から控除された厚生年金保険料については、請求者から提出された国内給与に係る給与明細書及びA社から提出された請求者の国内給与に係る賃金台帳によると、いずれも保険給付対象の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、同社は、計算シートに記載されている厚生年金保険料について、請求者の給与支給額の試算においては、請求者が仮に国内で勤務した場合に受け取ることができる手取額を保証したものとするために便宜上用いた仮の数字であり、請求者の給与から実際に控除した厚生年金保険料は、額面給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料でなく、国内給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料である旨回答している。

加えて、A社から提出された請求者の海外給与に係る支給明細書及び賃金台帳によると、額面給与に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除された記載はなく、このほかに、請求者が主張する厚生年金保険料が控除されたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、保険給付対象の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められないことから、厚生年金特例法による年金記録の訂正をすることはできない。

2 請求期間のうち、平成26年7月1日から平成30年9月1日までの期間については、前述の日本年金機構の回答等から判断すると、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、保険給付対象の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成26年7月から平成30年8月までの各月の標準報酬月額については、別表のとおりとすることが妥当である。

ただし、平成26年7月から平成30年8月までの各月に係る訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、請求期間のうち、平成30年9月1日から令和2年4月1日までの期間については、オ

ンライン記録において、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級である 62 万円と認められるところ、当該標準報酬月額は、令和 4 年 5 月 27 日付で A 社から提出された請求者の報酬月額訂正届により、既に厚生年金保険法第 75 条本文該当として記録されていることから、同条本文による記録の訂正は不要である。

別表 【厚生年金保険法（第75条本文）による訂正】

訂正期間	標準報酬月額	
	訂正前	訂正後
平成26年7月から平成27年3月まで	26万円	56万円
平成27年4月から同年12月まで	30万円	
平成28年1月から同年3月まで	50万円	
平成28年4月から平成29年3月まで	11万8,000円	62万円
平成29年4月から平成30年8月まで	13万4,000円	